

第 1 回鹿児島市景観審議会 会議録

開催日時	平成20年6月6日(金) 10時10分~12時00分
開催場所	市役所東別館9階 特別中会議室
出席者	委員7人(全員) 事務局5人
(委員)	井上会長 土居副会長 岩田委員 岡田委員 下原委員 徳田委員 平尾委員
(事務局)	原口都市計画部長、堂園都市景観課長、東主幹、その他関係職員
会議の概要	
1 開 会	
(1)会長選出	鹿児島市景観条例第19条第7項「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。」の規定に基づき会長、副会長の選出を事務局より依頼。 委員全員の合意により井上委員が会長に選出。
(2)副会長選出	委員全員の合意により土居委員が副会長に選出。
(3)会長 あいさつ	鹿児島市景観審議会の7人の委員は、景観に関する各分野の専門家で構成されており、各自が持つ知識と経験を活かし、かごしまの美しいまちづくりに貢献できれば幸いと考えている。 景観については、多くの市民が注目していることであるが、会長として精一杯努めさせていきたい。
審議会の公開	審議会における傍聴希望者について、審議会委員に諮り公開とする。
2 説明事項	都市景観課長が冊子「鹿児島市景観計画と景観条例のあらまし」について説明。
(1)景観計画及 び景観条例	質疑(Q)及び回答(A) Q 条例、景観計画について、市民や関係団体への説明はどのように行ったか。 A 早くから着手できるように届出様式を作成し、3月から事前相談の受付を開始。 4月に規則や補助金の要綱等について定め、5月に市内10ヶ所で説明会を開催。 6月2日からは景観パネル展を実施中。 Q あらためて市民のひろばによる広報はするのか。 A 市民のひろばの5月号に掲載。 テレビ・ラジオのスポットや新聞の紙面広告、5月に市長の定例記者会見で説明。 関係団体へ通知や出向いての説明。今後も市民からの要望があれば、出向いて説明する。 市政出前トークのメニューにも掲載。

	<p>Q 指導・勧告・変更命令とは。</p> <p>A 勧告や変更命令は、景観法に基づくものであり、景観形成基準に合致するか判断することとなる。勧告については、眺望確保範囲内の高さ等について行うこととなる</p> <p>Q 景観計画が市のホームページにも掲載されている。インターネットで資料が公開されているとやりやすい。次第に市民に浸透していくのではないか。</p> <p>景観法の場合には、具体が記載されていないことから、ソフト面の説明が必要である。鹿児島市ではホームページに掲載されており、市民に説明しやすくなっている。</p> <p>A 景観については、インターネット等を利用し、できる限り市民に周知していく。相談が3月から3ヶ月間で、電話で99件、窓口で355件、6月前の事前届出が44件あった。</p> <p>Q 修繕、模様替えは過半に満たない場合、届出不要となる。その場合の指導は。</p> <p>A 過半の判断は建築基準法の考え方による。行為の連続の判断は、建築指導課と協議することもある。</p>
<p>3 諮問事項 諮問第1号 鹿児島市景観審議会運営細則</p>	<p>鹿児島市景観審議会運営細則について、都市景観課長から説明。</p> <p>質疑（Q）及び回答（A）</p> <p>Q この運営細則は、市の審議会等の運営に関する一般的な細則である。</p> <p>今後支障が生じた段階で、審議会に合せたものに変更していくことでよいと思う。</p> <p>条例で審議委員は7名以内となっている。規則第5条に臨時委員の記載があるが、審議委員の7名に含まれるのか。</p> <p>A 審議委員は7名である。臨時委員は、この7名とは別枠である。</p> <p>Q 臨時委員はどのようなときに任命するのか。任期はどうなるのか。</p> <p>A 臨時委員は、特別に必要なときに委員を選んで意見を聞く。案件が終了すると任期が解かれる。</p> <p>Q 鹿児島市景観法施行細則では、「この規則は、」としている。諮問案件の鹿児島市景観審議会運営細則では、「この細則は、」としている。施行細則については、「この細則は、」と改めるべきではないか。</p> <p>A 整理する。</p>
<p>審議結果</p>	<p>特に異議はないということで、委員一同から了承。</p>
<p>署名委員</p>	<p>運営規則第4条第2項の本日の会議録の署名委員として、岩田委員、徳田委員を指名。</p>

<p>諮問第2号 鹿児島市景観計画運用マニュアル</p>	<p>都市景観課長が鹿児島市景観計画運用マニュアルについて説明。</p> <p>質疑（Q）及び回答（A）</p> <p>Q 実際にどのように活用され、どれくらいの強制力があるのか。</p> <p>A 景観計画は景観法の委任により作成したもの。 景観計画運用マニュアルは、景観計画の範囲内で作成したもの。 運用マニュアルは例示であり、必ずしもこの通りにしなければならないものではない。</p> <p>Q あくまでも例示か。希望者には積極的に配布してほしい。</p> <p>A 積極的に配布したい。ホームページにも掲載する。</p> <p>Q 事例等の紹介となっているが、必ずしも適切な事例となっていないものもある改善してもらいたい。必ずしも市内の写真でなくてもよいのではないか。 適切な事例を示すことは、景観を誘導する上で重要である。景観アドバイザーの意見を聞きながら適切なものに変えていく必要がある。他都市も含めて優れた事例も取り入れてほしい。 運用マニュアルは、市が市民へ改善を求めるために作成したものか。 改善が必要な場合、個人には大きな負担となる。市から援助はないのか。</p> <p>A この運用マニュアルは、既存施設について改善を求めているのではない。 今後、一定の行為を行う方に、設計の段階でどのように景観に配慮するか判断基準として、マニュアルを作成した。 助成については、景観形成を図っていく団体に対し、事務的経費の一部を補助していくとしている。他の助成については今後段階を踏まえ検討していくこととなる。 運用マニュアルは、周知も兼ねてわかりやすいように作成したものである。 建築文化賞があるが、表彰制度であり、助成制度ではない。市で一律に補助を行うことは無理であるが、重点地区をどのようにするか考えていくことになる。</p> <p>Q マニュアルについて市の意気込みを感じる。緑化については、街路樹が生い茂って電線に触れそうになることから、枝おろしの例があるが、もったいないと思っている。眺望確保範囲だけでも電線の地中化はできないのか。 また、携帯用のアンテナは規制の対象とならないのか。</p> <p>A 市、国、県では電線地中化を進めている。市でも大きな道路から始めており、中心部から外縁部に向けて進めている。費用も相当かかるため、一度に地中化すること無理であるが、確実に進めていくものである。 街路樹については、信号機が見えない等いろいろな問題がある。どのように剪定していくかとか、どのように適正な管理をしていくか、が問題である。 携帯電話等のアンテナは、通常、鉄塔と考え、工作物に該当する。具体的には、他都市の事例では、木の葉状にカムフラージュした例、色彩の工夫等の例があることから、具体の相談がなされた時点で、指導していくことになる。</p>
----------------------------------	--

<p>審議結果</p> <p>4 閉 会</p>	<p>Q これから建築する建築物について、具体がないと審議するのは難しいと思う。高さが超えるかどうかはわかるが、図面・パース等で判断するのか。</p> <p>A 具体の話であれば、設計者等にご協力をいただき、具体の図面・パース等を出してもらい、判断の材料とすることになる。</p> <p>Q 審議会の委員は、何か基準に反するような問題がある時に、召集され審議するのか。</p> <p>A 審議会には、第19条第2項に審議する事項が記載されている。</p> <p>Q 審議会は諮問された案件に意見を言うことになる。最終的には市が判断するというのか。</p> <p>A 審議会の意見を受けて、市として判断することになる。</p> <p>Q 本会の審議結果は尊重してもらいたい。</p> <p>諮問第2号については、意見を踏まえ、今後使いやすいものに改善していく、基本的にはこの運用マニュアルに従って進めていくことで、委員一同から了承。</p> <p>市 指摘のことについて、改善できるところは改善していく。他都市の事例については、時間をかけて調整をすることになる。既に運用が始まっているので、改善内容については、委員の方々へ報告する等の対応をしたい。</p>
--------------------------	---